

KPMG Japan e-Tax News

No.265 6 July 2022



税務情報

2022年度税制改正関連情報

国税庁は7月5日、2022年度税制改正に対応した以下の改正通達及びパンフレットを公表しました。

- [「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）](#)（2022年6月24日付）

2022年度税制改正では、財産債務調書の提出義務者について、従来の提出義務者のほか、その年の12月31日に有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者（所得基準なし）も提出義務者に追加されました。

また、財産債務調書及び国外財産調書について、提出期限がその年の翌年の3月15日から6月30日に延長されたほか、記載を簡略化できる財産・債務の範囲が拡充される等の見直しも行われました。

この改正通達では、記載を簡略化できる財産・債務の具体的な内容等が示されています。

- [財産債務調書制度等の見直しについて](#)（PDF 1,060KB）

このパンフレットは、2022年度税制改正における財産債務調書制度等の改正内容を簡潔にまとめたもので、2ページ目には記載を簡略化できる財産・債務の詳細が分かりやすく整理されています。

上記のほか、国税庁は7月4日から7月5日にかけて、2022年度税制改正に対応した以下の改正通達も公表しました。

- [「所得税基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）](#)
(2022年7月4日付)
- [「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」の一部改正について（法令解釈通達）](#)
(2022年7月4日付)
- [「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」等の一部改正について（法令解釈通達）](#)
(2022年6月22日付)

■ 相続税法基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）（2022年6月24日付）

KPMG 税理士法人

info-tax@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.